

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年11月22日

匝 瑛 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				匝瑛市堀川地区	無	平成30年度～令和4年度	堀川東環境保全会
○				匝瑛市春海・椿海・豊和地区及び旭市秋田地区	無	平成30年度～令和4年度	春海・椿海・豊和地区環境保全会
○				匝瑛市新堀地区	無	令和元年度～令和5年度	新堀環境保全会